別記第38号様式（第45条の３関係）

特定麻薬等原料卸小売業者業務廃止届

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務届出年月日 | | 年　　　月　　　日 | |
| 麻薬等原料営業所 | 所在地 |  | |
| 名　称 |  | |
| 氏名 | |  | |
| 業務廃止の事由及び  その年月日 | |  | 年　　　月　　　日 |
| 上記のとおり、業務廃止を届け出ます。  　　　　　　　年　　　月　　　日  　　　　　　　　　　　　住　　所  　　　　　　届出義務者　続　　柄    　大阪府知事　殿 | | | |

１．留意事項

（１）届出期限：事由が発生した日から30日以内

（２）特定麻薬等原料卸小売業者が特定麻薬向精神薬原料に関する業務を廃止したとき、特定麻薬等原料卸小売業者が死亡（又は解散）したときは届け出ること。

（３）届出義務者：特定麻薬等原料卸小売業者（届出者本人）

　　　　　　　　　（死亡又は解散の場合は、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人）

（４）現有する麻薬向精神薬原料については、速やかに譲渡又は廃棄処分するこ

と。

２．添付書類

（１）特定麻薬等原料卸小売業者業務届出済書の添付がなくても可とするが、出

来る限り添付すること。

３．記載上の注意

（１）「業務届出年月日」欄には、特定麻薬等原料卸小売業者業務届を提出した

年月日を記載すること。

（２）「業務廃止の事由及びその年月日」欄には、具体的な理由及び事由が生じ

た年月日を記載すること。

（３）「住所・氏名」欄には届出者が法人又は団体の場合は登記された本社の所

在地、名称、代表者の氏名を記載すること。

（４）「届出義務者続柄」欄には、届出義務者が死亡（又は解散）した場合のみ

記載すること。

４．提出部数

　　麻薬等原料営業所が大阪市、堺市、東大阪市にある場合は1部を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課へ、その他の場合は1部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出すること。